

# 公益財団法人全日本柔道連盟 定款細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）定款第55条により本連盟定款の施行に関する細部を規定する。

## 第2章 事業

### (国内競技会および講習会などへの参加)

第2条 本連盟に会員登録をしている者は、本連盟および加盟団体（下部団体を含む。）が主催、主管、後援もしくは公認する柔道競技会および講習会などに参加することができる。ただし、外国人競技者など会員登録をしていない者であっても、理事会で認められている場合はこの限りではない。

### (国内での国際競技会および講習会などの開催)

第3条 本連盟および加盟団体（下部団体を含む。）が主催、主管、後援もしくは公認する国際柔道競技会（親善試合を含む。）および講習会などを開催する場合は、本連盟に届け出てその承認を得るものとする。

2. 外国人競技者の競技会などへの参加にかかるすべての交渉は、本連盟を通じ、または承認を得て行うものとする。

### (国外での国際競技会および講習会などへの参加)

第4条 国際柔道連盟、各大陸柔道連盟、各国柔道連盟が主催、主管、後援もしくは公認する国際柔道競技会および講習会などへの参加は、本連盟が統括するものとする。

2. 本連盟の加盟団体（下部団体を含む。）が国外で行われる国際柔道競技会（親善試合を含む。）などに役員、競技者などを派遣する場合は、本連盟に届け出てその承認を得るものとする。

3. 前第1項および前項の競技会などに派遣する役員、競技者などは、本連盟に会員登録をしている者とする。ただし、理事会で認められている場合はこの限りではない。

4. 本連盟に会員登録をしている者が、国外で行われる国際柔道競技会（親善試合を含む。）などに参加する場合は、その所属する加盟団体を通じ本連盟の承認を得るものとする。

5. 本連盟に会員登録をしている者が、他国柔道連盟の役員などに就任する場合は、本連盟の承認を得るものとする。

### (その他の国際交流)

第5条 全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟など全国的に組織された団体（下部団体を含む。）が国際交流を行う場合は、本連盟に届け出てその承認を得るものとする。

2. 柔道少年団、姉妹都市などで柔道の国際交流を行う場合は、所属（所在）する都道府県柔道連盟（協会）を通じ、本連盟に届け出てその承認を得るものとする。

3. 派遣する役員、選手などの資格については、前条第3項を準用する。

### (競技規則)

第6条 本連盟は、「講道館柔道試合審判規定」および「国際柔道連盟試合審判規定」を競技規則と定める。

2. 本連盟および加盟団体（下部団体を含む。）が主催、主管、後援もしくは公認する柔道競技会の運営に関する規則は、本連盟の制定した大会運営規程による。

(競技者規定)

第7条 本連盟に会員登録をしている競技者および役員等に関する規定は、本連盟の制定した競技者規程による。

第3章 理事候補者の推薦

(加盟団体等による推薦)

第8条 都道府県を統括し代表する柔道団体は、別表1の地区ごとに1名ずつ計10名以内、全国的な柔道団体にあっては、別表2の団体ごとに1名ずつの理事候補者を、理事会の議決を経て、評議員会に推薦することができる。

2. 日本中学校体育連盟柔道競技部および全国高等学校体育連盟柔道専門部にあっては、団体ごとに各1名ずつの理事候補者を理事会の議決を経て、評議員会に推薦することができる。

(理事会による推薦)

第9条 理事会は、わが国の柔道の指導者および競技者から広く支持される者、および本連盟登録者ではない者も含む有識者について、議決を経て、理事候補者として評議員会に推薦することができる。

2. 本連盟は、外部理事の目標割合を25%以上とする。理事会は、前項による推薦に際し、目標割合を達成するように努めなければならない。なお、外部理事とは、最初の就任時点でのいざれにも該当しない者をいう。

①本連盟と以下の緊密な関係がある者（ただし、専門的知見による貢献を期待して任用している有識者を除く）

- ・過去4年間の間に本連盟の役職員又は評議員であった
- ・第8条に定める加盟団体等の役職者である
- ・本連盟の役員又は管理職の4親等以内の親族である

②柔道競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

③指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、柔道競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

3. 本連盟は、女性理事の目標割合を40%以上とする。理事会は、第1項による推薦に際し、目標割合を達成するように努めなければならない。なお、目標割合を達成できない場合であっても、有識者については3名以上、本連盟登録者についても3名以上の女性を理事候補者として評議員会に推薦するものとする。

4. 理事会は、専門委員会の委員長を理事候補者として評議員会に推薦することができる。

(年齢および任期の制限)

第10条 第8条および第9条により推薦される理事候補者は、選任時に年齢が満70歳未満である者とする。

2. 第8条および第9条により推薦される理事候補者は、原則として在任期間が4期を超えない者とする。

第4章 監事候補者の年齢および任期の制限

(年齢および任期の制限)

第11条 推薦される監事候補者は、選任時に年齢が満70歳未満である者とする。

2. 推荐される監事候補者は、原則として在任期間が4期を超えない者とする。

## 第5章 評議員候補者の推薦

### (加盟団体等による推薦)

- 第12条 都道府県を統括し代表する柔道団体は、別表1の地区ごとに1名ずつ（ただし、関東、近畿、九州各地区は2名ずつ。）計13名以内、全国的な柔道団体にあっては、別表2の団体ごとに1名ずつの評議員候補者を、理事会の議決を経て、評議員選定委員会に推薦することができる。
2. 日本中学校体育連盟柔道競技部および全国高等学校体育連盟柔道専門部にあっては、団体ごとに各1名ずつの評議員候補者を、理事会の議決を経て、評議員選定委員会に推薦することができる。

### (理事会による推薦)

- 第13条 理事会は、本連盟登録者ではない者も含む有識者10名程度について、議決を経て、評議員候補者として評議員選定委員会に推薦することができる。
2. 本連盟は、外部評議員の目標割合を25%以上とする。理事会は、前項による推薦に際し、目標割合を達成するように努めなければならない。なお、外部評議員の定義は外部理事に関するものと同一とする。
3. 本連盟は、女性評議員の目標割合を40%以上とする。理事会は、第1項による推薦に際し、目標割合を達成するように努めなければならない。なお、目標割合を達成できない場合であっても、有識者については3名以上、本連盟登録者についても3名以上の女性を評議員候補者として評議員選定委員会に推薦するものとする。

### (年齢および任期の制限)

- 第14条 第12条および第13条により推薦される評議員候補者は、選任時に年齢が満70歳未満である者とする。
2. 第12条および第13条により推薦される評議員候補者は、在任期間が1期を超えない者とする。

## 第6章 専門委員会

### (専門委員会)

- 第15条 定款第43条第2項による専門委員会の規定は、別に定める専門委員会規程による。

## 第7章 加盟団体

### (加盟団体)

- 第16条 定款第48条による加盟団体の規定は、別に定める加盟団体規程による。

## 第8章 会員登録

### (会員登録)

- 第17条 定款第53条による会員登録に関する規定は、別に定める登録規程による。

### 附則

1. この定款細則は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この定款細則は、平成25年11月1日より、一部改正して施行する。
3. この定款細則は、令和元年12月10日より、一部改正して施行する。理事会による評議

員候補者推薦規程は、同日付で廃止する。

4. 平成27年6月29日現在における公益財団法人全日本柔道連盟の加盟団体は、別表3のとおりとする。

(別表1)

地 区	都道府県
1. 北海道	北海道
2. 東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
3. 関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨
4. 東京	東京
5. 北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
6. 東海	静岡、愛知、岐阜、三重
7. 近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
8. 中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
9. 四国	徳島、香川、愛媛、高知
10. 九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(別表2)

1. 全日本学生柔道連盟
2. 全日本実業柔道連盟

(別表 3)